

4. 包括的核実験禁止条約（CTBT）

CTBT署名・批准一地域別の状況

署名国：183か国 批准国：159か国

2013年2月現在

無色：批准国	未批准国(24国)	未署名国(12か国)	発効要件国(44か国)
東南アジア／太平洋／極東	中東／南アジア	北米／西欧	ラテン・アメリカ／カリブ
インドネシア(12/2/6)	アフガニスタン(03/9/24)	アイスランド(00/6/26)	アルゼンチン(98/12/4)
韓国(99/9/24)	アラブ首長国連邦(00/9/18)	アイルランド(99/7/15)	アンティグア・バーブーダ(06/1/11)
カンボジア(00/11/10)	イエメン	アンドラ(06/7/12)	ウルグアイ(01/9/21)
北朝鮮	イスラエル	イギリス(98/4/6)	エクアドル(01/11/12)
キリバス(00/9/7)	イラク	イタリア(99/2/1)	エルサルバドル(98/9/11)
クック諸島(05/9/6)	イラン	オーストリア(98/3/13)	ガイアナ(01/3/7)
臺灣(98/7/9)	インド	オランダ(99/3/23)	キューバ
サモア(02/9/27)	ウズベキスタン(97/5/29)	カナダ(98/12/18)	グアテマラ(12/1/12)
シンガポール(01/11/10)	オマーン(03/6/13)	キプロス(03/7/18)	グレナダ(98/8/19)
ソロモン諸島	カザフスタン(02/5/14)	ギリシャ(99/4/21)	コスタリカ(01/9/25)
タイ	カタール(97/3/3)	サン・マリノ(02/3/12)	コロンビア(08/1/29)
中国	キルギスタン(03/10/2)	スイス(99/10/1)	ジャマイカ(01/11/13)
トウヴァル	クウェート(03/5/6)	スウェーデン(98/12/2)	スリナム(06/2/7)
トンガ	サウジアラビア	スペイン(98/7/30)	セント・ビンセント・グレナディン諸島(09/9/23)
ナウル(01/11/12)	シリア	デンマーク(98/12/21)	セント・ルシア(01/4/5)
ニウエ	スリランカ	ドイツ(98/8/20)	セントクリストファー・ネイビス(05/4/27)
日本(97/7/8)	タジキスタン(98/6/10)	トルコ(00/2/16)	チリ(00/7/12)
NZ(99/3/19)	トルクメニスタン(98/2/20)	ノルウェー(99/7/15)	ドミニカ
PNG	ネパール	パチカン(01/7/18)	ドミニカ共和国(07/9/4)
バヌアツ(05/9/16)	バーレーン(04/4/12)	フィンランド(99/1/15)	トリニダード・トバゴ
パラオ(07/8/1)	パキスタン	フランス(98/4/6)	ニカラグア(00/12/5)
東ティモール	バングラデシュ(00/3/8)	英国	ハイチ(05/12/1)
フィジー(96/10/10)	ブータン	ベルギー(99/6/29)	パナマ(99/3/23)
フィリピン(01/2/23)	モルディブ(00/9/7)	ポルトガル(00/6/26)	バハマ(07/11/3)
ブルネイ(13/1/10)	ヨルダン(98/8/25)	マルタ(01/7/23)	パラグアイ(01/10/4)
ベトナム(06/3/10)	レバノン(08/11/21)	モナコ(98/12/18)	バルバドス(08/1/14)
マーシャル諸島(09/10/28)		リヒテンシュタイン(04/9/21)	ブラジル(98/7/24)
マレーシア(08/1/17)		ルクセンブルク(99/5/26)	ベネズエラ(02/5/13)
ミクロネシア(97/7/25)			ベリーズ(03/3/26)
ミャンマー			ペルー(97/11/12)
モンゴル(97/8/8)			ボリビア(99/10/4)
ラオス(00/10/5)			ホンジュラス(03/10/30)
			メキシコ(99/10/5)
東欧	アフリカ地域		
アゼルバイジャン(99/2/2)	アルジェリア(03/7/11)	スワジランド	モロッコ(00/4/17)
アルバニア(03/4/23)	アンゴラ	セイシャル(04/4/13)	リビア(04/1/6)
アルメニア(06/7/12)	ウガンダ(01/3/14)	赤道ギニア	リベリア(09/8/17)
ウクライナ(01/2/23)	エジプト	セネガル(99/6/29)	ルワンダ(04/11/30)
エストニア(99/8/13)	エチオピア(06/8/8)	ソマリア	レソト(99/9/14)
グルジア(02/9/27)	エリトリア(03/11/11)	タンザニア(04/9/30)	
クロアチア(01/3/2)	ガーナ(11/6/14)	チャド(13/2/8)	
スロバキア(98/3/3)	カーボベルデ(06/3/1)	中央アフリカ(10/5/26)	
スロベニア(99/5/25)	ガボン(00/9/20)	チュニジア(04/9/23)	
セルビア(04/5/19)	カメルーン(06/2/6)	トーゴ(04/7/2)	
チェコ(97/9/11)	ガンビア	ナイジェリア(01/9/27)	
ハンガリー(99/7/13)	ギニア(11/9/20)	ナミビア(01/6/29)	
ブルガリア(99/9/29)	ギニア・ビサウ	ニジェール(02/9/9)	
ベラルーシ(00/9/13)	ケニア(00/11/30)	ブルキナファソ(02/4/17)	
ポーランド(99/5/25)	コートジボワール(03/3/11)	ブルンディ(08/9/24)	
ボスニア・ヘルツェゴビナ(06/10/26)	コモロ	ベナン(01/3/6)	
マケドニア(00/3/14)	コンゴ共和国	ボツワナ(02/10/28)	
モルドバ(07/1/16)	コンゴ民主共和国(04/9/28)	マダガスカル(05/9/15)	
モンテネグロ(06/10/23)	サントメ・プリンシペ	マラウイ(08/11/21)	
ラトビア(01/11/20)	ザンビア(06/2/23)	マリ(99/8/4)	
リトアニア(00/2/10)	シエラレオネ(01/9/17)	南アフリカ(99/3/30)	
ルーマニア(99/10/5)	ジブティ(05/7/15)	モーリシャス	
ロシア(00/6/30)	ジンバブエ	モーリタニア(03/4/30)	
	スーダン(04/6/10)	モザンビーク(08/11/4)	

第5回包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）フレンズ外相会合
（概要と評価）

平成24年9月28日

9月27日、ニューヨークの国連本部において第6回包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）フレンズ外相会合が開催されたところ、概要及び評価は以下のとおり。

1. 概要

（１）今次会合には、共催国である我が国、豪州、オランダ、カナダ、フィンランド、スウェーデン、メキシコを含め、約80か国が参加（このうち17か国の外相が出席）。カー豪外相及び玄葉外務大臣が共同議長を務め、両外相が会合冒頭にそれぞれ演説を行った。

（２）続いて、潘基文国連事務総長が核実験禁止を法的拘束力のあるものとするため未批准国に対し早急に締結手続きを進めるよう求める演説を行った。その後、条約の発効に批准が必要となる国（発効要件国）であり本年2月に批准したインドネシアのナタレガワ外相、包括的核実験禁止条約機関（ＣＴＢＴＯ）事務局長、「原子爆弾の誕生」等核開発に関する著書でピューリッツァー賞を受賞した作家のリチャード・ローズ氏がＣＴＢＴ発効の重要性を訴えるステートメントを行った。また、イラクのズィバーリー外相及びタイの代表がＣＴＢＴ批准に向けた国内手続きが進んでいる旨の演説を行った。

（３）会合ではＣＴＢＴ発効促進に向けた閣僚共同声明を採択した。

2. 玄葉大臣による演説のポイント

ＣＴＢＴ発効に向けた動きを進めていくため、すぐに取り組むべき3つの共同行動を提案。第1に、核実験禁止の事実上の国際的な規範化の動きを強化するため、全ての国が核実験を自制すべきであること、第2に、ＣＴＢＴ未署名・未批准国に対して可能な限り早期に署名・批准するよう説得するための、更なる域内のイニシアティブを促すこと、第3に、核実験を探知する国際監視制度（IMS）の整備を加速すること。その上で、国際社会の先頭に立って取り組んでいく決意を改めて表明した。

3. 評価

（１）本件会合は、ＣＴＢＴの早期発効の重要性を訴えることを目的に開催したものであり、17か国の外相を含む約80か国からハイレベルの出席を得たことで、本件に大きな関心を集めることができた。

(2) 発効要件国の中で本年批准を行ったインドネシアのナタレガワ外相は、残りの発効要件国の批准を促すための対応を具体的に検討したい、と発効促進に向けた熱意を表明した。また未批准国のイラクのズィバーリー外相及びタイの代表が、共同声明を支持した上で早期批准に向けて積極的に取り組んでいく姿勢を表明したことは、CTBTの発効促進及び普遍化に向けたモメンタムを高める上で有意義であった。

(3) 我が国は、本会合の共同議長として準備段階から主導的役割を果たした。玄葉外務大臣の演説においては、CTBT発効に積極的に取り組んでいく決意を表明しつつ、すぐに取りべきべき3つの具体的な共同行動を提案することにより、我が国のリーダーシップを印象付けることができた。

(参考) フレンズ外相会合

1. 本会合はCTBT発効促進会議(2年に1度。外相レベル)が開催されない年に、CTBT発効促進の機運を維持・強化するために開催され、会議の成果として閣僚共同声明を発出してきている。2002年、日豪蘭が共催国となり第1回CTBTフレンズ外相会合を開催。これまでに計5回開催。
2. CTBTフレンズとは、主に包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)の所在するウィーンを中心に、CTBT発効促進活動を調整・推進するため、日豪蘭が結成した国家グループ。現在は右3か国の他、カナダ、フィンランド、及び発効促進調整国(第7回発効促進会議の共同議長国)であるスウェーデン・メキシコの計7か国がメンバーとなっている。

(了)

(仮訳)

C T B Tに関する共同閣僚声明

2012年9月27日

ニューヨーク

1. 本声明を発表した我々外務大臣は、包括的核実験禁止条約（C T B T）早期発効に対する強い支持を再確認する。これは、核兵器の実験的爆発及びその他の核爆発を、包括的に法的拘束力をもって禁止するものとなる。核兵器の開発及び質的な改善を抑制することにより核兵器の削減及び最終的な廃絶に向けた重要な一歩となり、したがって国際的な核軍縮・不拡散体制を強化するものとなる。我々は、2010年核兵器不拡散条約（N P T）運用検討会議が、C T B T早期発効が極めて重要であると再確認したことを想起する。
2. 我々は、C T B Tが現在、183か国による署名及び157か国による批准を得て、ほぼ普遍的な遵守を達成していることを歓迎する。我々は、前回会合以降に実現した、発効にその批准が必要な国（発効要件国）の一つであるインドネシアによる批准、ギニア、ガーナ及びグアテマラによる批准、並びにニウエによる署名を歓迎する。
3. C T B Tが署名に開放されてから15年以上が経過した。我々は、未だC T B Tを署名及び批准していないすべての国、特に発効要件国(*)に対して、ただちに署名及び批准するよう要請する。その観点から、我々は、発効促進に向けた第14条プロセスを全面的に支持し、第14条会議（C T B T発効促進会議）において発出した宣言に引き続きコミットする。
4. 2006年10月9日及び2009年5月25日に核実験の実施を発表した北朝鮮を除き、自発的な核実験モラトリアムは21世紀の事実上の国際規範となっている。法的拘束力を有するものとするためC T B T発効は引き続き緊急の目標であるが、それまでの間、全ての国に対し、核兵器の実験的爆発のモラトリアムを継続するよう要請する。我々は、C T B Tの基本的な義務に関する我々のコミットメントを再確認するとともに、すべての国に対して、条約の目標と目的を無効とするような行動を差し控えるよう求める。我々は北朝鮮に対し、更なる核実験を行わないよう要求するとともに、また六者によるコミットメントの重要性を認識しつつ、2005年の共同声

明及び国連安保理決議 1718号及び第1874号を含む関連の国連安保理決議の完全な遵守を要請する。

5. 我々は、包括的核実験禁止条約機構（CTBTO）準備委員会によって、国際監視制度、国際データセンター及び現地査察の要素を含む条約の検証体制の構築が進展していることを歓迎するとともに、国内データセンターに関する能力向上のための活動の重要性をあらためて表明する。我々は、CTBTの検証体制強化に向けた実質的な前進について、未批准国を含む各国の科学者コミュニティの間でも認識が向上しつつあることに留意する。我々は、検証体制完成への支援に対するコミットメントを再確認し、全ての署名国に対し同様の対応を求める。
6. 条約の目的を踏まえつつも、我々はCTBT検証体制が大規模地震、津波及び原子力事故関する正確かつリアルタイムのデータの提供及びその他の民生上及び科学的な用途に活用されていることを全ての署名国に対して実証していることに勇気づけられる。
7. 我々は、全ての国に対し、CTBTの早期発効に向けて最大限の努力をするよう要請する。我々は、個別にそして共同で、最も高い政治レベルにおいて本件の認識を高めることによりこの目標の達成に全力を尽くす。

*中国、北朝鮮、エジプト、インド、イラン、イスラエル、パキスタン、米国

核爆発実験回数表(1945年－2013年2月)

年	米国	ソ連／ ロシア	英国	フランス	中国	インド	パキスタン	北朝鮮	合計
1945	1								1
1946	2								2
1947	0								0
1948	3								3
1949	0	1							1
1950	0	0							0
1951	16	2							18
1952	10	0	1						11
1953	11	5	2						18
1954	6	10	0						16
1955	18	6	0						24
1956	18	9	6						33
1957	32	16	7						55
1958	77	34	5						116
1959	0	0	0						0
1960	0	0	0	3					3
1961	10	59	0	2					71
1962	96	79	2	1					178
1963	47	0	0	3					50
1964	45	9	2	3	1				60
1965	38	14	1	4	1				58
1966	48	18	0	7	3				76
1967	42	17	0	3	2				64
1968	56	17	0	5	1				79
1969	46	19	0	0	2				67
1970	39	16	0	8	1				64
1971	24	23	0	5	1				53
1972	27	24	0	4	2				57
1973	24	17	0	6	1				48
1974	22	21	1	9	1	1			55
1975	22	19	0	2	1	0			44
1976	20	21	1	5	4	0			51
1977	20	24	0	9	1	0			54
1978	19	31	2	11	3	0			66
1979	15	31	1	10	1	0			58
1980	14	24	3	12	1	0			54
1981	16	21	1	12	0	0			50
1982	18	19	1	10	1	0			49
1983	18	25	1	9	2	0			55
1984	18	27	2	8	2	0			57
1985	17	10	1	8	0	0			36
1986	14	0	1	8	0	0			23
1987	14	23	1	8	1	0			47
1988	15	16	0	8	1	0			40
1989	11	7	1	9	0	0			28
1990	8	1	1	6	2	0			18
1991	7	0	1	6	0	0			14
1992	6	0	0	0	2	0			8
1993	0	0	0	0	1	0			1
1994	0	0	0	0	2	0			2
1995	0	0	0	5	2	0			7
1996	0	0	0	1	2	0			3
1997	0	0	0	0	0	0			0
1998	0	0	0	0	0	3(注1)	2(注2)		5
1999	0	0	0	0	0	0	0		0
2000	0	0	0	0	0	0	0		0
2001	0	0	0	0	0	0	0		0
2002	0	0	0	0	0	0	0		0
2003	0	0	0	0	0	0	0		0
2004	0	0	0	0	0	0	0		0
2005	0	0	0	0	0	0	0		0
2006	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2007	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2008	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2009	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2010	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2011	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2012	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2013	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	1030	715	45	210	45	4	2	3	2054

(注1) インド政府は、5月11日に3回、5月13日に2回、計5回の爆発実験を行ったと発表した。

(注2) パキスタン政府は、5月28日に5回、5月30日に1回、計6回の爆発実験を行ったと発表した。

出典: the Bulletin of the Atomic Scientists, Vol. 54, No. 6 (1998)所収の資料を基に近年の核実験を加筆。なお、1999年SIPRI年鑑は1945年の米国核実験回数を1回でなく3回としている。